

【法人企業の皆様へ】

**平成23年東北地方太平洋沖地震に関する
法人企業からの義捐金拠出に対する法人税の一部免除について**

公益社団法人 日本青年会議所（以下、日本J C）では、平成23年東北地方太平洋沖地震の義捐金口座を開設いたしました。この義捐金は今回の災害支援のために、物資支援並びに人的支援に関わる経費並びに現地行政並びに活動団体に対して、直接あるいは間接的に支援することを目的としております。

【使用目的】

●全国からの物資支援の集積基地並びに輸送に関わる経費、●被災地の人的支援に関わる経費、●被災地の復興支援に関わる経費、●その他関係諸経費などがあげられますが、更に現地で活動している自治体、ボランティア団体の活動支援金などに使う予定です。また、今回の災害対策並びに長期的な復興支援が終了し、日本J Cとして終息宣言を行った時点で、災害復興支援に関する事業報告並びに決算報告書を作成し、日本J Cホームページを利用して、ご報告させていただきます。寄付行為は納税とはまた異なり、明確に御社が今回の義捐金の使途・目的を熟知して行うことができ、この制度を是非ご利用いただきたいと考えております。

【法人税優遇】

日本J Cは、平成22年7月1日に「公益社団法人格」を取得しました。公益社団法人格取得に伴い、企業から日本J Cへの義捐金拠出に対しては、**法人税の優遇措置**を受けることができます。

※公益社団法人 日本青年会議所は「特定公益増進法人」と同様に扱われ、寄付金支払企業（法人）が法人税法上の優遇措置（法人税申告時に寄付金額を限度額まで損金として算入）を受け入れることができます。

【平成23年東北地方太平洋沖地震 義捐金口座】

銀行名： 三井住友銀行 麴町支店（店番号218）

口座番号： 普通預金 口座番号 9018839

口座名義： 公益社団法人 日本青年会議所 東北地方太平洋沖地震義捐金口

コウエキヤクダンホクジソ ニッポンセイネンカイギシヨ トウホクチホクタイヘイヨウオキジシキョエンキョウチ

※口座名義はすべて大文字で、小文字はありません。（×シャ ○シヤ）

※ 法人名での振り込みをお願いいたします。

※ 振り込み済み証など振り込みが証明できるものがあれば適用されますが、必要であれば、領収書も発行いたします。

※ 今回の法人税優遇に関しては、管轄の税務署もしくは税理士にお尋ねください。

【重要】 個々の企業により、義捐金の上限額が決められています。下記算定式より各支援企業の寄付金額の損金算入限度額を算出できます。その**上限額を超えた義捐金に関しては、通常の法人税が掛かります**ので、ご注意ください。

【算出式】 $(\text{資本金等の金額} \times \text{当期の月数}/12 \times 2.5/1000 + \text{所得の金額} \times 5/100) \times 1/2$

(例) 資本金等の金額：1,000万円、課税所得：1,000万円の場合

$(1,000 \text{万円} \times 12/12 \times 2.5/1000 + 1,000 \text{万円} \times 5/100) \times 1/2 = 262,500 \text{円}$

最大 262,500円を寄附した場合、全額が法人税上損金とされます。